

平成二十二年二月十六日提出
質問第一二四号

天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問主意書

提出者
川内博史

天下りの根絶に向けた政府の取組に関する質問主意書

政府は、答弁書において、「天下りとは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいう」（平成二十一年十一月六日内閣衆質一七三第一八号）と定義し、いわゆる「裏ルート」（前任の官僚OBが呼び寄せる場合等）による国家公務員OBの再就職については、「退職した公務員が、府省庁のあつせんを受けずに再就職することは「天下り」には該当しない」（平成二十一年十一月二十日内閣衆質一七三第七三号）としている。

しかしながら、いわゆる「裏ルート」については、国民目線からすると、天下りであることから、政府としては、その規制に取り組んでいくべきであり、これにより天下りが根絶されるものと考えている。よって以下質問する。

- 一 天下りの定義に、いわゆる「裏ルート」を含めず、同定義を限定的にしたのはなぜか。
- 二 いわゆる「裏ルート」についても、国民目線の天下りに該当するとの認識はあるのか。
- 三 いわゆる「裏ルート」については、天下りの根絶のため、法令で規制する必要があると考えるが、政府としては、どのように考えているのか。

右質問する。